

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名  
合資会社近代土木  
47-004621 代表者 新城 伸武  
(土木B)
- 2 指名停止期間  
令和5年2月2日 ～ 令和5年4月1日 (2か月)
- 3 指名停止措置の範囲  
沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)
- 4 事実概要  
(資)近代土木は、北部土木事務所発注の「前泊港ブロック製作工事(R3-8)」において、工期内に工事を完成することが出来ず、55日間の遅延が生じた。  
このことは、県と締結した契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行う。
- 5 指名停止措置理由  
本件については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第4号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」  
別表第1(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内